

資料編

1 計画策定経過

年 月 日	会 議 等
平成21年 1月 ～ 2月	本庄市次世代育成支援に関するアンケート調査実施
平成21年11月12日	第1回本庄市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議 ・次世代育成支援対策推進法及び行動計画について ・策定スケジュールについて ・後期計画にアンケート係る調査結果について ・アンケート調査結果にもとづく推計ニーズ量及び定量的目標数値について
平成21年12月24日	第1回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・次世代育成支援対策推進法及び行動計画について ・策定スケジュールについて ・後期計画に係るアンケート調査結果について ・アンケート調査結果にもとづく推計ニーズ量及び定量的目標数値について ・計画素案の検討について
平成21年12月28日	第2回本庄市次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議 ・後期計画素案の具体的な施策の確認等について
平成22年 1月 8日	第2回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・後期計画素案について
平成22年 1月	市全職員へ後期計画素案に対する意見等聴取
平成22年 2月16日 ～ 3月17日	後期計画素案へのパブリックコメント実施
平成22年 3月23日	第3回本庄市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・後期計画原案の承認

2 本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会規約

（平成21年10月21日本庄市健康福祉部長決裁）

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「後期行動計画」という。）を策定するにあたり、次世代育成に係る機関の関係者等により必要な事項を審議するため、本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）後期行動計画の基本方針に関すること。
- （2）後期行動計画の原案に関すること。
- （2）その他、後期行動計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、平成21年11月16日から平成22年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庁内検討会議）

第5条 委員会の事務を補佐するため、庁内関係部局の職員で構成する本庄市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定庁内検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

2 検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（費用弁償等）

第7条 委員及び委員以外の出席者は、無報酬とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月21日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年3月31日にその効力を失う。

3 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定委員会 委員名簿

選出団体・機関		被推薦委員氏名
1	一般市民	樋口 芳江
2		田邊 晶子
地域活動団体		
3	本庄市 PTA 連合会	古川 純子
4	本庄市自治会連合会	高野 始
労働関係		
5	事業主 (株式会社株 ロンド)	白川 多壽子
6	労働者 (連合埼玉本庄児玉郡地域協議会)	内田 豊
各種関係機関		
7	埼玉県熊谷児童相談所	斉藤 誠
8	埼玉県児玉福祉保健総合センター	吉田 茂
9	埼玉県警本庄警察署	坂田 浩
10	埼玉県警児玉警察署	新井 道夫
11	本庄市児玉郡医師会	木村 臣良
12	本庄市民生委員児童委員協議会	芝崎 茂
13	本庄市青少年問題協議会	河田 重次
14	本庄市私立保育園長会	間庭 誠一
15	本庄市私立幼稚園協会	岩田 龍司
16	市内民間学童クラブ施設代表	新島 善弘
17	本庄市小中学校校長会	田村 純夫
18	本庄市社会福祉協議会	飯島 康則
市		
19	企画財政部長	大墳 俊一
20	健康福祉部長	清水 満
21	教育委員会事務局長	腰塚 修

委員長 副委員長

4 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内 検討会議規約

(平成21年10月21日本庄市健康福祉部長決裁)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「後期行動計画」という。)を策定にあたり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内検討会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期行動計画の基本方針に関すること。
- (2) 後期行動計画の案に関すること。
- (3) その他後期行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる所属部署より各1名の委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長とし、庁内会議を総括する。

3 副委員長は、健康福祉部子育て支援課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月21日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年3月31日にその効力を失う。

別表(第3条)

区 分	所 属 部 署		
委 員	健康福祉部	健康福祉部福祉課	都市整備部都市計画課
	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部保育課	都市整備部建築開発課
	企画財政部秘書広報課	健康福祉部健康推進課	教育委員会事務局学校教育課
	企画財政部企画課	健康福祉部保険課	教育委員会事務局生涯学習課
	企画財政部財政課	経済環境部環境推進課	教育委員会事務局体育課
	企画財政部人権推進課	経済環境部商工課	教育委員会事務局図書館
	総務部まちづくり課	都市整備部建設課	

5 本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定庁内 検討会議委員名簿

部 課 名	(職名)	委員名
健康福祉部	部 長	清 水 満
健康福祉部子育て支援課	課 長	桜 場 幸 男
企画財政部秘書広報課	課長補佐	中 田 啓 一
企画財政部企画課	主 事	橋 爪 里 佳
企画財政部財政課	課長補佐	大 屋 正 信
企画財政部人権推進課	係 長	矢 嶋 宏 人
総務部まちづくり課	課長補佐	松 田 芳 幸
健康福祉部福祉課	課長補佐	上 野 良 一
健康福祉部保育課	課長補佐	福 島 保 雄
健康福祉部健康推進課	主 査	津久井 美 保
健康福祉部保険課	主 査	渡 辺 幸 子
経済環境部環境推進課	主 任	高 橋 秀 子
経済環境部商工課	課長補佐	中 沢 智 子
都市整備部建設課	主 査	岩 井 孝 則
都市整備部都市計画課	主 査	吉 野 光 好
都市整備部建築開発課	係 長	金 井 優
教育委員会事務局学校教育課	課長補佐	田 中 博 子
教育委員会事務局生涯学習課	課長補佐	須 賀 正 樹
教育委員会事務局体育課	課長補佐	根 岸 誠
教育委員会事務局図書館	主 査	森 裕 一

本庄市次世代育成支援行動計画(後期計画)

発行 平成22年3月

編集 本庄市本庄3-5-3

本庄市健康福祉部子育て支援課

電話 0495(25)1130
